

浅口市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、同条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

平成30年12月27日

浅口市 監査委員 円尾 純也
同 大西 恒夫

浅 監 第 7 8 号
平成 3 0 年 1 2 月 2 6 日

請求人
(氏名省略) 様

浅口市 監査委員 円尾 純也
同 大西 恒夫

浅口市職員措置請求に係る監査の結果について (通知)

平成 3 0 年 1 1 月 2 日付けで地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という) 第 2 4 2 条第 1 項の規定により提出された浅口市職員措置請求について、監査した結果を同条第 4 項の規定により、下記のとおり通知する。

記

1 請求の受付

(1) 請求人

(住所省略)

(氏名省略)

(2) 請求書の提出日

平成 3 0 年 1 1 月 2 日

(3) 請求の内容

請求人が提出した浅口市職員措置請求書の内容は、次のとおりである。

住民監査請求書

浅口市監査委員様

平成30年11月2日

提出者 (住所省略)

(職業省略)

(氏名省略)

(趣旨)

浅口市は浅口市金光町行政協力業務委託実施要綱(第1号証、以下、本要綱)、行政協力業務委託契約書(第2号証、以下、本契約書)により区長と行政協力業務委託契約(以下、本契約)を締結している。

1) 第4号証1、2項に示すとおり平成30年8月30日開催の区長会議次第に「4協議事項(2)真備地区への義援金について」同会議録に「4協議事項(2)真備地区への義援金について 各地区における義援金対応について意見交換。」とあり真備地区への義援金について意見交換されたと思われる。

本要綱には

(行政協力業務)

第2条 市長は、次の各号に掲げる行政協力業務を区長に委託することができる。

(1) 連絡調整 市行政事務の周知

(2) 調査協力 市の各機関の調査及び報告

(3) 事業協力 市行政の円滑な推進を図るために必要な事業への協力

本契約書には

(委託業務)

第1条 甲は、次に掲げる業務を乙に委託する。

(1) 連絡調整 市行政事務の周知に関する事。

(2) 調査協力 市の各機関の調査及び報告に関する事。

(3) 事業協力 各種委員の推薦、防災及び環境美化等市行政の円滑な推進を図るために必要な事業への協力に関する事。

と規定されており「真備地区への義援金」は浅口市の行政、事務及び事業にまったく関係ない事項であり、この様なことは本契約に反する行為である。

付け加えるならば「義援金」は個人個人の判断に委ねられるものであり行政が立ちいるべき事ではなく違法である。

よって本契約による委託金、金光支所の事務負担は違法な公金支出である。

2) 第3号証3、4には区長会議会議録「5 協議事項(8) その他浅口市金光町区長会運営規約(案)について」とある。

また第3号証5、6項に示すように浅口市金光町区長運営規約(案)が資料として配布された。

第4号証1項「4 協議事項(3) 区長会会長の役職について」同2項「4 協議事項(3) 区長会会長の役職について 浅口市金光町区長会運営規則(案)について協議。」とあり、同4、5項の通り浅口市金光町区長運営規約(案)が資料として配布された。

浅口市は各区長と本要綱、本契約書に基き本契約を結んでおり

①本要綱には

(行政協力業務)

第2条 市長は、次の各号に掲げる行政協力業務を区長に委託することができる。

(2) 調査協力 市の各機関の調査及び報告

本契約書には

(委託業務)

第1条 甲は、次に掲げる業務を乙に委託する。

(2) 調査協力 市の各機関の調査及び報告に関することと規定されている。

②第3号証5項浅口市金光町区長会運営規約(案)には
(事務所の所在)

第2条 区長会の事務局は、浅口市金光支所住民課内とする。

第4号証4項浅口市金光町区長会運営規約(案)には

(事務所の所在)

第2条 区長会の事務局は、浅口市金光支所市民生活課内に置く。

としている。

ここに言う「浅口市金光町区長会」の性格を考えると

①における本要綱「調査協力 市の各機関の調査及び報告」及び本契約書

「調査協力 市の各機関の調査及び報告に関すること」としており、市長等の諮問等に応じ 調査報告することとなり、「市の各機関の調査」となると住民の権利義務に影響を及ぼすことも考えられる。

また②のように事務局を市の内部組織に設けた上、会員が本契約の相手方で委託金を受けている区長であることを考えれば条例によらなければならない「附属機関」とも言え、現状この「浅口市金光町区長会」の設置は違法の余地があり、今後金光支所の事務負担は違法な公金支出となり得る。

3) 第3号証、第4号証に示した区長会議が単に自治組織の代表者である区長を対象にした区長会議であるとするなら区長会議を開催する何らの根拠規定がなく、金光支所の過剰な事務負担であり違法な公金支出である。

よって監査委員は市長に対し次のことを勧告するよう求める。

「市長は関係機関に対し、上記違法な公金支出行為に対する必要な措置を講ずること」

地方自治法242条1項の規定により、別紙事実証明を添付の上必要な措置を請求します。

添付書類

事実証明書

第1号証 浅口市金光町行政協力業務委託実施要綱写し

第2号証 行政協力業務委託契約書写し

第3号証 平成30年9月5日開示請求により開示された文書

平成30年5月18日開催の区長会議次第、同会議録、同会で配布された浅口市金光町区長会運営規約（案）写し

第4号証 平成30年9月5日開示請求により開示された文書

平成30年8月30日開催の区長会議次第、同会議録、同会で配布された浅口市金光町区長会運営規約（案）写し

（以上、内容は原文のまま掲載、ただし、添付書類は省略した。）

また、平成30年11月26日に請求人から以下の書類が追加提出された。

追加1 ・住民監査請求に関する意見陳述書

追加2 ・住民監査請求に関する補完陳述及び意見陳述書

続いて、平成30年11月30日に請求人から以下の書類が追加提出され

た。

追加3 ・住民監査請求意見陳述を補足する意見陳述書

(各書類省略)

(4) 請求の受理

本件措置請求については、法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成30年11月8日に、請求書の受付日付けでこれを受理することを決定した。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

本件措置請求書から、請求人が求める措置内容を次のように解した。

- ① 浅口市金光町行政協力業務委託金の支払いは違法である。
- ② 浅口市金光町区長会の設置は違法の余地があり、金光支所の過剰な事務負担であり、違法な公金支出となり得る。
- ③ 区長会議を開催する何らの根拠規定がなく、金光支所の過剰な事務負担であり違法な公金支出である。

よって、これらの違法な公金支出に対して必要な措置を講ずることを求める。

(2) 監査対象部局

金光総合支所市民生活課

(3) 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成30年11月30日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。その際、同条第7項の規定に基づき、金光総合支所市民生活課の職員(以下「関係職員」という。)を立ち会わせた。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

- ① 浅口市金光町行政協力業務委託実施要綱、行政協力業務委託契約書には委託、契約業務の具体的内容がない。
この様な契約書に基づき行政業務を委託し委託金を支払うことは不当な公金支出である。
- ② 区長会議自体が、要件から見ると附属機関に属する。附属機関とするためには条例設置が必要だが、今のままでは要綱による設置であり、運営である。これは条例の設置が必要となり、その条例設置がなく金員が払われているというのは違法である。
- ③ 他の旧2町に比べると、市と住民自治組織、住民との間に区長というものが介在され、市からの情報が遮断される。行政上の差別ではないか、そういう違法行為のもとで行われて払われるのは、まともな支出ではないのではないか。

(4) 関係職員の陳述

平成30年11月30日に関係職員から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

- ① 平成27年4月26日に行政協力業務委託契約書について占見区長と契約を交わしている。
- ② 平成27年5月25日に占見区長より受託届出書を受け取っている。
- ③ 平成30年度は平成30年7月23日に行政協力業務委託金として5万円を占見区長に支払っている。

支払いについて公正であると考えている。

3 監査の結果

(1) 事実関係の確認

関係法令等

① 浅口市金光町行政協力業務委託実施要綱

(ア) 第2条 市長は、次の各号に掲げる行政協力業務を区長に委託することができる。

- (1) 連絡調整 市行政事務の周知
- (2) 調査協力 市の各機関の調査及び報告
- (3) 事業協力 市行政の円滑な推進を図るために必要な事業への協力

(イ) 第3条 市長は、行政協力業務を委託するに当たり、区長と行政協力業務委託契約書(様式第1号)により契約を締結するものとする。

(ウ) 第3条第2項 区長は、前項に規定する契約を締結するに当たり、受託届出書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(エ) 第4条 市長は、前条第1項の規定により契約を締結した区長に対して、行政協力業務委託金(以下「委託金」という。)を支払うものとする。

(オ) 第5条 委託金の額は、1地区当たり5万円(消費税を含む。)とする。

② 本件委託業務に係る事実(事実を確認した書類)

様式1号 行政協力業務委託契約書 締結済

様式2号 受託届出書 受付済

支出負担行為 平成30年4月1日決裁済

支出命令書 平成30年7月9日決裁済

委託金支払

平成30年7月23日 占見区長へ支払済

平成30年7月25日 上竹区長、下竹区長、八重区長、道木区長、福永宮東区長、地頭下区長、佐方区長、須恵区長、大谷西区長、大谷東区長へ支払済

平成30年7月26日 駅胡麻屋区長へ支払済

(2) 判断

区長との行政協力業務委託契約の締結の違法性及び、委託金支出の違法性について

区長とは、区民相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組む、区を代表している者と言える。市長が、浅口市金光町行政協力業務委託実施要綱第3条により行政協力業務を委託するに当たり、区長個人と行政協力業務委託契約書により契約を締結し委託金を支出することに違法な事由は認められなかった。

4 結論

監査対象事項として挙げた①②③のうち

①は財務会計行為として公金の支出はあるが、監査の結果、委託金支出自体の違法性は認められないため、棄却する。

②、③については財務会計行為がないため、却下とする。

5 意見

監査の結果は以上のとおりであるが、次のとおり意見を述べる。

平成28年度定期監査結果報告書（第一次）には「合併から10年が経過したが、本庁と支所との業務の分担や連携等未だに調整が進んでいないものも見受けられる。」と記載したが、今回の浅口市金光町行政協力業務委託は旧金光町のみ行っている委託業務であり、未だに調整が進んでいないもののひとつである。

これまでの取り組みの検証を行い、早急な改善を要望する。